

令和 6 年度第 1 回 石狩市国民健康保険運営協議会

日	時	令和 6 年 8 月 2 7 日
		午 後 6 時 3 0 分
場	所	石 狩 市 役 所 5 階 第 1 委 員 会 室

会 議 次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 会長・副会長選出選任
4. 諮 問
5. 審 議
 - (1) 石狩市国民健康保険税の改定について
6. 報 告
 - (1) 令和 5 年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
 - (2) 令和 5 年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について
6. その他
7. 閉 会

≪石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について≫

資料1

1. 国民健康保険税の課税限度額改定の経過

本市における国民健康保険税の課税限度額は、段階的に引き上げを行い、令和3年度から令和4年度は99万円、令和5年度は102万円、令和6年度は104万円となっている。

地方税法に定められている法定限度額も、段階的に引き上げられており、令和3年度は99万円、令和4年度は102万円、令和5年度は104万円、令和6年度は106万円となっている。

① 石狩市の課税限度額の推移

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基礎課税分(医療保険分)	限度額(円)	630,000		650,000	
後期高齢者支援金分		190,000		200,000	220,000
介護納付金分		170,000			
限度額合計額 (円)		990,000	990,000	1,020,000	1,040,000

② 法定限度額の推移

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基礎課税分(医療保険分)	限度額(円)	630,000	650,000		
後期高齢者支援金分		190,000	200,000	220,000	240,000
介護納付金分		170,000			
限度額合計額 (円)		990,000	1,020,000	1,040,000	1,060,000

2. 課税限度額改定の趣旨

保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布、令和6年4月1日に施行され、国民健康保険税課税限度額の法定限度額が「①課税限度額の改定(案)」のとおり引き上げられたことから、政令に基づき令和7年度から後期高齢者支援金分の課税限度額を2万円引き上げ24万円に改定するもの。

① 課税限度額の改定(案)

区 分	改定前	改定後	備 考
基礎課税分(医療保険分)	65万円	65万円	据え置き
後期高齢者支援金分	22万円	24万円	2万円引き上げ
介護納付金分	17万円	17万円	据え置き
計	104万円	106万円	2万円引き上げ

② 管内他市の国民健康保険料(税)課税限度額

市 名	年 度	基礎課税分	高齢者支援金分	介護保険分	合 計
札幌市（料）	令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円
	令和6年度	65万円	24万円	17万円	106万円
	令和7年度	65万円	24万円	17万円	106万円
千歳市（料）	令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円
	令和6年度	65万円	24万円	17万円	106万円
	令和7年度	65万円	24万円	17万円	106万円
江別市（税）	令和5年度	65万円	20万円	17万円	102万円
	令和6年度	65万円	22万円	17万円	104万円
	令和7年度	65万円	24万円	17万円	106万円
恵庭市（税）	令和5年度	65万円	20万円	17万円	102万円
	令和6年度	65万円	22万円	17万円	104万円
	令和7年度	65万円	24万円	17万円	106万円
北広島市（税）	令和5年度	65万円	20万円	17万円	102万円
	令和6年度	65万円	22万円	17万円	104万円
	令和7年度	65万円	24万円	17万円	106万円

※札幌市、千歳市は改定済み。江別市、恵庭市、北広島市については令和7年度改定予定。

3. 課税限度額改定による影響

① 改定により影響を受ける世帯

（基準データ：令和6年8月16日現在）

対象世帯	うち影響世帯	影響割合
6,704 世帯	37 世帯	0.55 %

② 改定により見込まれる課税増加額

（基準データ：令和6年8月16日現在）

医療給付費分	
課税増加額	769 千円

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文【抜粋】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 略 2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、<u>二十四万円</u>とする。 3 略	(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 略 2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、<u>二十二万円</u>とする。 3 略

令和 5 年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要

1. 収支の状況

(単位：千円)

区 分		令和 5 年度	令和 4 年度	比 較
歳 入	国 民 健 康 保 険 税	962,032	1,046,241	△84,209
	道 支 出 金	4,419,869	4,732,139	△312,270
	財 産 収 入	1	5	△4
	繰 入 金	737,882	803,946	△66,064
	諸 収 入	17,579	11,091	6,488
	国 庫 支 出 金	154	12	142
	前 年 度 会 計 決 算 剩 余 金	44,699	0	44,699
歳 入 合 計		6,182,216	6,593,434	△411,218
歳 出	総 務 費	176,351	177,454	△1,103
	保 険 給 付 費	4,280,695	4,588,623	△307,928
	国民健康保険事業費納付金	1,489,020	1,505,534	△16,514
	共 同 事 業 拠 出 金	1	0	1
	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	0	0	0
	保 健 事 業 費	62,796	57,513	5,283
	基 金 積 立 金	61,294	116,562	△55,268
	公 債 費	1	110	△109
	諸 支 出 金	42,814	41,647	1,167
	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	61,292	△61,292
歳 出 合 計		6,112,972	6,548,735	△435,763
収 支	収 支 (歳入歳出差引)	69,244	44,699	24,545
	単 年 度 収 支	68,083	105,991	△37,908

2. 歳入の状況

国民健康保険税

【962,032 千円、前年度比 △84,209 千円】

■国民健康保険税の内訳

(単位: 千円)

			令和 5 年度	令和 4 年度	比 較
一般被保険者分	現年課税分	医療給付費分	689, 297	747, 534	△58, 237
		後期高齢者支援金分	176, 922	188, 269	△11, 347
		介護納付金分	61, 594	61, 018	576
		計	927, 813	996, 821	△69, 008
	滞納繰越分	医療給付費分	24, 721	35, 426	△10, 705
		後期高齢者支援金分	5, 947	8, 711	△2, 764
		介護納付金分	3, 547	5, 025	△1, 478
		計	34, 215	49, 162	△14, 947
小 計		962, 028	1, 045, 983	△83, 955	
退職被保険者分	滞納繰越分	医療給付費分	2	170	△168
		後期高齢者支援金分	1	43	△42
		介護納付金分	1	45	△44
		計	4	258	△254
	小 計		4	258	△254
合 計		962, 032	1, 046, 241	△84, 209	

■収納率

(単位: 千円)

	令和 5 年度 調定額	令和 5 年度 収納額	令和 5 年度 収納率	令和 4 年度 収納率	比 較
現年課税分	971,313	927,814	95.5%	96.7%	△1.2
滞納繰越分	235,538	34,218	14.5%	16.8%	△2.3
計	1,206,851	962,032	79.7%	78.9%	0.8

道支出金 【4,419,869 千円、前年度比 △312,270 千円】

◆普通交付金 4,270,458 千円（前年度比 △314,889 千円）

◆特別交付金 149,411 千円（前年度比 2,619 千円）

特別交付金の内訳（単位：千円）

国特別調整交付金分	64,674
保険者努力支援分	32,003
北海道繰入金	47,170
特定健康診査等負担金	5,564

財産収入 【1 千円、前年度比 △4 千円】

◆利子及び配当金 1 千円（前年度比 △4 千円）

繰入金 【737,882 千円、前年度比 △66,064 千円】

繰入金の内訳（単位：千円）

		令和 5 年度	令和 4 年度	比 較
法定内繰入	保険基盤安定制度分	374,663	388,181	△13,518
	未就学児均等割保険税分	2,309	2,511	△202
	産前産後保険税分	33	0	33
	国保財政安定化支援事業分	111,778	115,684	△3,906
	事務費分	154,663	148,617	6,064
	出産育児一時金分	10,667	11,200	△533
法定外繰入	保健事業分、基金積立分他	83,769	137,753	△53,984
計		737,882	803,946	△66,064

諸収入 【17,579 千円、前年度比 6,488 千円】

◆延滞金 4,427 千円（前年度比 △330 千円）

◆第三者納付金 4,772 千円（前年度比 2,051 千円）

◆返納金 8,335 千円（前年度比 4,892 千円）

◆雑入 45 千円（前年度比 △125 千円）

国庫支出金 【154 千円、前年度比 142 千円】

◆災害臨時特例補助金 0 千円（前年度比 △12 千円）

◆社会保障・税番号制度システム整備費補助金 74 千円（前年度比 74 千円）

◆出産育児一時金補助金 80 千円（前年度比 80 千円）

3. 歳出の状況

総務費 【176,351 千円、前年度比 △1,103 千円】

◆事業費	36,576 千円（前年度比 △2,285 千円）
◆職員人件費	112,029 千円（前年度比 3,469 千円）
◆北海道国保連合会負担金	1,748 千円（前年度比 △106 千円）
◆運営協議会費	115 千円（前年度比 △37 千円）
◆医療費適正化特別対策事業費	12,552 千円（前年度比 △2,748 千円）
◆収納率向上特別対策事業費	13,331 千円（前年度比 604 千円）

■医療費通知の送付 973 千円（前年度比 △44 千円）

医療費通知の送付	圧着ハガキ形式により医療費通知を送付した。 ・実施回数：年 2 回（R4：2 回） ・送付枚数：15,692 件（R4：16,339 件）
----------	---

■診療報酬明細書及び療養費支給申請書の点検 7,979 千円（前年度比 △2,548 千円）

診療報酬明細書の点検 (6,818 千円)	診療報酬明細書（レセプト）の内容点検や被保険者の資格点検等を外部の専門業者に委託した。 ・実施回数：12 回（R4：12 回） ・点検処理件数：178,900 件（R4：187,097 件）
柔道整復師施術療養費支給申請書の点検 (1,161 千円)	柔道整復師施術療養費支給申請書の内容点検を外部の専門業者に委託した。 ・実施回数：12 回（R4：12 回） ・照会状発送件数：977 件（R4：974 件） ・点検処理実施件数：653 件（R4：669 件）

■ジェネリック医薬品の利用促進 605 千円（前年度比 △110 千円）

ジェネリック利用促進シールの配付 (330 千円)	保険証の更新時に併せて被保険者全員に配付した。また、新規加入者にはその都度窓口で配付した。 ・配付枚数：約 10,000 枚（R4：約 10,000 枚）
ジェネリック利用差額通知の送付 (275 千円)	後発医薬品に切替えた場合の差額が 200 円以上見込まれる被保険者に差額通知書及びリーフレットを送付した。 ・対象データ：R5 年 3 月～R5 年 7 月に処方された薬剤料 ・実施回数：年 5 回（R4：年 5 回） ・差額通知書：569 件（R4：917 件）
年間数量シェア (各年度 6 月～5 月審査分)	R5：86.3%（全道平均 84.4%） R4：85.3%（全道平均 83.0%）

■適正服薬の促進 605 千円（前年度比 △60 千円）

服薬情報通知の送付	複数の医療機関から 6 種類以上の薬剤を 14 日以上処方されている 65 歳以上の被保険者に対して、同一成分の薬剤の重複などが記載された服薬情報通知を送付し、医師や薬剤師への相談を促した。 ・対象データ：R4 年 11 月～ R5 年 2 月に処方された薬剤 ・実施回数：年 1 回 ・服薬通知書：179 件
-----------	--

保険給付費 【4, 280, 695 千円、前年度比 △307, 928 千円】

■保険給付費の内訳

（単位：千円）

		令和 5 年度	令和 4 年度	比 較
療養諸費	一般被保険者療養給付費	3, 688, 352	3, 956, 151	△267, 799
	一般被保険者療養費	21, 404	21, 633	△229
	審査支払手数料	8, 705	9, 099	△394
高額療養費	一般被保険者高額療養費	548, 277	589, 610	△41, 333
	一般高額介護合算療養費	304	360	△56
出産育児諸費	出産育児一時金	11, 155	8, 384	2, 771
葬祭諸費	葬祭費	2, 490	2, 880	△390
傷病手当金	傷病手当金	8	506	△498
合 計		4, 280, 695	4, 588, 623	△307, 928

国民健康保険事業費納付金 【1, 489, 020 千円、前年度比 △16, 514 千円】

◆一般被保険者分 1, 488, 960 千円（前年度比 △16, 208 千円）

◆退職被保険者等分 60 千円（前年度比 △306 千円）

共同事業拠出金 【1 千円、前年度比 1 千円】

保健事業費

【62,796 千円、前年度比 5,283 千円】

◆特定健康診査等事業費 17,184 千円（前年度比 1,547 千円）

◆特定保健指導事業費 898 千円（前年度比 303 千円）

■特定健診の受診率向上対策 7,836 千円（前年度比 2,063 千円）

①特定健診未受診者への受診勧奨 (6,590 千円)	下記の対象者にハガキによる受診勧奨及び電話勧奨を実施した。 ・対象者：①令和5年8月21日時点における未受診者 ②令和5年12月21日時点における未受診者 ・送付枚数：①6,471 通 ②5,741 通 ・架電者数：1,633 名 ・実施方法：◎ハガキによる受診勧奨 過去の受診履歴・健診結果・問診票等の分析をし分析結果をもとに送付対象者及び送付資材を決定した。決定した送付対象者に対して健康意識に合わせた個別具体の勧奨を実施した。 ◎電話による受診勧奨 受診勧奨ハガキの送付後、電話勧奨を実施した。
②第3期データヘルス計画策定 (1,210 千円)	第3期データヘルス計画（R6～R11の6年間）策定にあたり、当市の健康・医療情報等の分析を実施した。
③40歳未満の被保険者への健診受診勧奨 (36 千円)	若年期から健康への意識を高めるため、市が実施している40歳未満を対象とした39健診の案内ハガキを作成し、下記対象者に受診勧奨を実施した。 ・対象者：令和5年4月1日現在30～38歳の未受診者 ・送付枚数565 通 ・実施方法：集団健診の実施会場、日程を記載した勧奨ハガキを送付した。

■特定健診受診率

	令和5年度	令和4年度	比 較
対象者数	7,657 人	8,312 人	△655 人
受診者数	2,059 人	2,124 人	△65 人
受診率	26.9%	25.6%	+ 1.3%

※令和5年度はR6年7月末時点数値

■特定保健指導実施率

	令和5年度	令和4年度	比 較
対象者数	229 人	198 人	31 人
実施者数	112 人	93 人	19 人
実施率	48.9%	47.0%	+ 1.9%

※令和5年度はR6年7月末時点推計数値

◆疾病予防費 44,714 千円（前年度比 3,433 千円）

■ドック検査費用の一部助成 14,972 千円（前年度比 1,359 千円）

脳ドック検査費用の一部助成	脳ドック検査費用のうち受診者負担額 5,000 円を除いた額を市が負担した。 ・定員：600 人・申請者：608 人 ・受診券発行者：608 人・受診者数：533 人・受診率：87.7%
人間ドック検査費用の一部助成	人間ドック検査費用のうち受診者負担額 5,000 円を除いた額を市が負担した。 ・定員：300 人・申請者：498 人（うち併願者 101 人） ・受診券発行者：377 人・受診者数：301 人・受診率：79.8%

■糖尿病性腎症重症化予防事業 1,573 千円（前年度比 △132 千円）

糖尿病等重症化予防プログラムの実施	生活習慣が原因で、糖尿病の重症化が危惧される方に、専門職による 6 ヶ月間の指導プログラムを実施した。 ・対象者数：263 人 ・参加者：4 人⇒指導完了者：4 人
-------------------	--

基金積立金 【61,294 千円、前年度比 △55,268 千円】

公債費 【1 千円、前年度比 △109 千円】

諸支出金 【42,814 千円、前年度比 1,167 千円】

◆償還金及び還付加算金 3,017 千円（前年度比 1,015 千円）

◆繰出金 39,797 千円（前年度比 152 千円）

（浜益国保診療所への繰出金）

前年度繰上充用金 【0 千円、前年度比 △61,292 千円】

令和5年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について

項 目	実 施 内 容	実 施 状 況	評価指標
① 特定健康診査受診勧奨事業	未受診の方に対する効果的な個別勧奨を実施し受診率の向上を図った。	特定健康診査未受診者への受診勧奨 ○ハガキによる受診勧奨 ・対象者：①令和5年8月21日時点における未受診者 ②令和5年12月21日時点における未受診者 ・送付枚数：①6,471通 ②5,741通 ・実施方法：過去の受診履歴・健診結果・問診票等の分析をし分析結果をもとに送付対象者及び送付資材を決定した。また、決定した送付対象者に対し健康意識に合わせて個別具体の勧奨を実施した。 ○電話による受診勧奨 ・架電者数：1,633名 ・実施方法：受診勧奨ハガキの送付後に、電話勧奨を実施した。	○実施目標 ・対象者への通知率 ⇒ 100% 【R5 : 100%】 ○成果目標 ・特定健康診査受診率 ⇒ 対前年度2ポイント向上 【R5 : 1.3pt】 R5 : 26.9% R4 : 25.6% ※R5 は令和6年7月末数値
② 特定保健指導事業	特定保健指導対象者の方に対し生活習慣や検査値が改善されるよう、対象者の特性に応じたきめ細かな支援を実施した。	○動機付け支援 ・対象者数：174人 ・支援終了者数：95人 ○積極的支援 ・対象者数：55人 ・支援終了者数：17人	○実施目標 ・対象者への指導実施率 ⇒ 40%以上 【R5 : 48.9%】 ○成果目標 ・特定保健指導実施率 ⇒ 対前年度2ポイント向上 【R5 : 1.9pt】 R5 : 48.9% R4 : 47.0% ※R5 は令和6年7月末数値

項 目	実 施 内 容	実 施 状 況	評価指標
③ 糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病性腎症患者の病期進行を阻止し、透析導入の回避・遅延や生活の質の維持を目標とした6ヶ月間の重症化予防プログラムを実施し、指導・支援を行った。	○重症化予防プログラムの実施 ・対象者数：レセプト等により腎症の起因分析と対象者の適合を分析し、病期を階層化した上、適正な指導対象と認められる者 263人 ・参 加 者：4人 ・指導完了者：4人	○実施目標 ・対象者への指導実施率 ⇒20%以上（6年間） 《単年換算 3.3%》 【R5：1.5%/単年】 ○成果目標 ・指導対象者の生活習慣改善率 ⇒毎年度 70%以上 【R5：100.0%】 ・指導対象者の検査値改善率 ⇒毎年度 70%以上 【R5：50.0%】
④ 受診行動適正化指導事業（重複受診・頻回受診・重複服薬）	重複受診や頻回受診、重複服薬に該当する方に、受診の仕方や健康管理についてアドバイスを行った。	○保健指導（非常勤保健師2人体制） ・指導対象数：重複受診 1人 頻回受診 2人 重複服薬 2人 ・指 導 実 績：重複受診 1人 頻回受診 2人 重複服薬 1人 (電話1人) (電話1人) ※指導対象数は、指導対象候補者のうち、指導効果が期待できる5人を抽出。	○実施目標 ・対象者への通知率 ⇒ 100% 【R5：100%】 ○成果目標 ・対象者への指導実施率 ⇒毎年度 80%以上 【R5：80.0%】

項 目	実 施 内 容	実 施 状 況	評価指標
⑤ 健診結果重症化予防対策事業	特定健康診査の結果、異常値があるにもかかわらず医療機関に受診していない方に受診勧奨を実施した。	・ 健診結果判明後、精密検査の必要があるすべての対象者について、即時に受診勧奨通知を送付…① ・ 健診結果判明後 3 ヶ月を経過しても受診が見られない者に電話や面談などの支援を実施…② ○保健指導 ・ 指導対象数： 4 1 5 人 ・ 支 援 内 容 ① 文書による受診勧奨・保健指導 4 1 5 人 3 ヶ月以内の医療機関受診数 3 6 6 人 ② 電話等による受診勧奨・保健指導 4 5 人 (うち 8 人は支援中) 支援後の医療機関受診数 3 人	○実施目標 ・ 対象者への支援実施率 ⇒ 100% 【R5 : 100%】 ○成果目標 ① 通知後 3 ヶ月以内の医療機関受診率 ⇒毎年度 90%以上 【R5 : 88. 2%】 ② 対象者の医療機関受診率 ⇒毎年度 20%以上 【R5 : 8. 1%】 ※R5 は支援中
⑥ ジェネリック医薬品普及促進事業	ジェネリック医薬品の普及率向上のため、自己負担額が一定額以上安くなる方に対し差額通知書を送付した。	○ジェネリック医薬品利用促進シールの配布 ・ 保険証更新時に併せて被保険者全員に配布した。 ○ジェネリック医薬品利用差額通知書の送付 ・ 実施回数：年 5 回 ・ 差額通知書送付件数： 5 6 9 件	○成果目標 ・ ジェネリック医薬品普及率（数量ベース） ⇒ 80%以上 【R5 : 86. 3%】

⑦ こころの健康づくりに 関する知識の普及啓発 事業	メンタル疾患の軽度な段階での 早期発見や早期治療に結びつく よう、こころの健康づくりに関す る情報を提供した。	○こころの相談啓発リーフレットの送付 ・対 象：全世帯 ・送付件数：7, 539世帯	○成果目標 ・こころの相談機関な どの情報を知ってい る者の割合 ⇒ 50%以上 【R5 : 56.6%】 ※計画策定時 37.7% 中間評価時 46.0%
---	--	--	--

石狩市国民健康保険運営協議会委員名簿

国民健康保険条例	区分及び定員	氏 名	ふりがな	所属・役職等	任期	委嘱日
第2条 第1項第1号	被保険者を代表する委員 3人	堀内 秀和	ほりうち ひでかず	-	R06.6.1～R09.5.31	R6.6.1
		町口 知子	まちぐち ともこ	-	R06.6.1～R09.5.31	R6.6.1
		中野 宏子	なかの ひろこ	-	R06.6.1～R09.5.31	R6.6.1
第2条 第1項第2号	保険医又は保険薬剤師を 代表する委員 3人	我妻 浩治	わがつま こうじ	一般社団法人石狩医師会 顧問	R06.6.1～R09.5.31	R6.6.1
		高松 雄一郎	たかまつ ゆういちろう	一般社団法人札幌歯科医師会北支部 役員	R06.6.1～R09.5.31	R6.6.1
		松永 雅和	まつなが まさかず	一般社団法人札幌薬剤師会北支部 副支部長	R06.6.1～R09.5.31	R6.6.1
第2条 第1項第3号	公益を代表する委員 3人	木村 晶子	きむら あきこ	藤女子大学人間生活学部 教授	R06.6.1～R09.5.31	R6.6.1
		築田 敏彦	やなだ としひこ	石狩市民生委員児童委員連合協議会 会長	R06.6.1～R09.5.31	R6.6.1
		西本 真典	にしもと まさのり	石狩市社会福祉協議会評議員	R06.6.1～R09.5.31	R6.6.1
第2条 第1項第4号	被用者保険等保険者を 代表する委員1人	藤井 裕康	ふじい ひろやす	湊仁会健康保険組合 常務理事	R06.6.1～R09.5.31	R6.6.1

※令和6年6月1日現在